

絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について

輸出注意事項 23 第 11 号（平成 23 年 9 月 1 日）

最終改正：輸出注意事項 2019 第 18 号（令和元年 6 月 24 日）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書 I 又は附属書 II に掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 23 年 10 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。

- （1）条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。
- （2）条約附属書 II に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、ワシントン条約附属書 II により特定されるものに限る。

3 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

項	貨物の種類	提出先
1	適用品目のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 野生動植物貿易審査室
2	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課

（2）輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出承認申請説明書（別紙様式） 原本 1 通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し 1 通
- ③ 条約に基づく日本国許可・証明（申請）書 2 通（注）
- ④ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求められることがある。

(注) 絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について（昭和55年11月1日付け貿易局398号・輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書の申請手続等」という。）に定める書類とする。

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続きを行うものとする。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

経済産業大臣 殿

申請者（輸出者）
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

記

1. 輸入者 (荷受人)	氏名又は企業名		
	住所		
	仕向地		
	受入施設 (生きている動植物の場合)		
2. 輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名)	(一般名) (附属書番号) I・II
	出所の区分	野生 ・ 繁殖 ・ 条約適用前	
	輸出時点の貨物の状態	(生きている場合、その運送手段)	
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名)	
	数量		
3. その他	該当する項目に記入すること	飼育繁殖・人工繁殖させたもの	(繁殖期間) 年 月 から 年 月 まで (繁殖者の氏名及び住所) (条約附属書Iに掲げるものであって、関係省庁の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日)
		購入 (入手) 元	(氏名又は企業名)
			(住 所) (電 話)
	(購入 (入手) 年月日) 年 月 日		
	輸入許可書 (注3.)	(発行国) (発行日) (許可書番号)	
	備考	なお、写しを添付します。	

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
 3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Iに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。なお、締約国以外の国又は地域にあっては、当該国又は地域の権限ある当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入。